

各 法 人 の 長 殿

山梨県福祉保健部障害福祉課長

(公 印 省 略)

令和 8 年度山梨県障害児（者）施設整備費補助金対象事業の募集について（通知）

このことについて、貴法人施設整備に当該補助金の利用を希望する場合は、次により応募してください。

なお、甲府市（中核市）に所在する施設等については、甲府市が実施主体となりますので、甲府市障がい福祉課へお問い合わせください。

※令和 5 年度より、障害児関係施設については、厚生労働省からこども家庭庁の所管となったため、国の要綱が異なります。

※令和 8 年度に富士・東部圏域内で障害者支援施設、共同生活援助事業所（日中サービス支援型に限る。）、児童発達支援センターを整備する場合は、補助金を上乘せします。

1 応募期限

令和 7 年 9 月 1 日（月）期限厳守

2 応募方法

次の書類を下記提出先のメールアドレスに電子データで提出してください。後日、ヒアリングを実施しますので、必ず応募する法人担当者の対応をお願いします。（設計業者やコンサルティング会社等の同行は可能です。）

※事前相談（8 月 6 日（水）まで）にも対応しますが、必ず訪問前に予約をお願いします。（予約なくお越しいただいた場合は、対応できないことがあります。）

3 提出書類

- ① 協議書（様式 1-1、様式 1-2）及び添付書類
- ② 整備する施設の配置図、平面図、見積書 2 社分、工程表等
- ③ チェック表
- ④ 法人の直近の決算書類（貸借対照表、事業活動収支計算書又は損益計算書）
- ⑤ 法人の借入金償還計画等一覧表

4 注意事項

- ・ 国の予算確保状況等により、県で選定された事業でも、国に協議した結果、不採択となる可能性があります。(令和7年度実績：9事業申請→8事業採択)
- ・ 提出後、以下の変更は認められません。
 - ・ 構造変更 (例：2階建→平屋、鉄骨造→木造、重量鉄骨造→軽量鉄骨造)
 - ・ 建物の機能が低下する変更 ・ 建物の広さを縮小する変更 等
 - ・ いずれの場合も、経費を理由とした変更は認められません。
- ・ 見積書作成時、山梨県内の単価（人件費・物価状況）を十分考慮すること。提出後の見積額変更は認められません。特に、県外からの応募者はご注意下さい。

5 その他

「山梨県障害児（者）施設整備費補助金対象事業募集要項」に、対象とする事業、審査、選定、留意事項、スケジュール等を記載していますので、ご確認の上、書類を提出してください。

あわせて、山梨県ホームページ掲載の以下の書類もご確認ください。

URL：<https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/sisetuseibi2.html>

- ・ 山梨県障害児（者）施設整備費補助金交付要綱
 - ・ **【障害者】** 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱
(令和7年度国庫補助基準単価)
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る各種厚生労働省局長通知
 - ・ **【障害児】** 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱
(令和7年度国庫補助交付基礎点数)
次世代育成支援対策施設整備交付金に係る各種こども家庭庁局長通知
 - ・ 社会福祉施設等整備の進め方の手引き（入札関係の手引き）
- ※事前に入札の手順をご確認ください。

(例：「予定価格は公告で公表すること」等、留意すべき点があります。)

6 提出先及び問い合わせ先

山梨県福祉保健部障害福祉課 県立施設・基盤整備担当 矢笠

甲府市丸の内1-6-1 本館1F (正面玄関を入れて受付を右折)

TEL：055-223-1519 / FAX：055-223-1464

メールアドレス：yagasa-iksj@pref.yamanashi.lg.jp ※原則、メールにてお問い合わせ下さい。

<甲府市連絡先> ※甲府市に所在する施設等

甲府市役所福祉部福祉支援室 障がい福祉課（サービス支援係）

TEL：055-237-5642